



一般社団法人日本PVプランナー協会 賛助会員規約

第 1 条【目的】 本協会は、本協会の理念に則り、太陽光発電事業を健全に発展させることを目的とする。

第 2 条【賛助会員の資格】 本協会の理念に賛同し、本協会会員の目的達成のための活動に協力できる企業とする。

第 3 条【入会】 本協会の賛助会員となるには、本協会の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第 4 条【会員への営業活動】 ホームページの名簿から会員に電話または直接訪問活動をされる場合は、事前に事務局に連絡をしなければならない。

第 5 条【経費等の負担】 賛助会員は本協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務がある。

2 賛助会員登録料 100,000 円（税抜）

3 月会費 10,000 円（税抜） とする（要相談：年額一括支払い等も可）

第 6 条【会員販売の平等性】 賛助会員が会員に販売する場合、会員ごとに販売可、不可があってはならない。

2 但し、取引条件は賛助会員と会員とにより個別対応とする。

第 7 条【賛助会員資格の譲渡の禁止】 本協会の賛助会員資格を他社へ譲渡することを禁ずる。

第 8 条【賛助会員の資格喪失】 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 退会したとき。
- ・ 企業が解散したとき。
- ・ 第 5 条が履行されなかったとき。
- ・ 除名されたとき

第 9 条【退会】 賛助会員はいつでも退会することができる。ただし、退会届が受理された月の翌月末日を以て退会するものとする。

第 10 条【除名】 当協会の賛助会員が、当協会の名誉を毀損し、当協会の目的に反する行為をし、賛助会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその賛助会員を除名することができる。